



事件審査は、 歪んだ市場環境の 是正を“直接”担うもの

高橋 佑美子 *Takahashi Yumiko*

審査局 第一審査上席審査専門官 (国際カルテル担当)
[平成18年4月入局]

Career

- 平成18年4月 審査局管理企画課
- 平成19年7月 審査局管理企画課情報管理室
- 平成20年7月 審査局第五審査
- 平成20年10月 審査局第五審査審査専門官
- 平成21年7月 官房国際課総括係長
- 平成22年7月 消費者庁 表示対策課総括係長
- 平成24年7月 官房人事課長補佐 (給与・組織担当)
- 平成26年7月 経済取引局企業結合課企業結合調査官 (主査)
- 平成29年6月 外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
- 令和2年8月 審査局管理企画課企画室長補佐 (企画調整担当)
- 令和3年7月 経済取引局総務課長補佐 (総括担当)
- 令和5年1月 審査局第一審査上席審査専門官 (国際カルテル担当)

法執行業務の魅力は事件審査を通じて 市場の状況の改善を感じられること

企業が創意を発揮し、それが消費者に還元されて、社会も発展していく…この自由市場経済の仕組みを機能させる基本的なルール、それが独占禁止法です。日常生活では空気のように存在を感じないかもしれませんが、けれども、消費者と努力する企業、そして将来の豊かな日本社会を確実に守っています。

しかし、どんなに素晴らしい仕組みやルールでも、尊重されず守られないのであれば、残念ながら本当に存在しないのと同じことです。違反を是正し独占禁止法を実効あらしめること、

それが法執行であり、公正取引委員会の業務の中核です。

公正取引委員会の事件審査は、歪んだ市場環境の是正を“直接”担うものです。違反被疑のかかっている企業は当然のこと、取引先やサプライチェーン、最終消費者、関連業界に大きな影響を与えるものです。

そして、それはそのまま事件審査に携わる審査官にとって大きなプレッシャーとなります。しかし、審査官の仕事の醍醐味そのものでもあります。



事件審査は、カルテルや競争排除などの情報を収集し、関係者から話を聞き、証拠を積み上げ、チームで議論を重ねます。独占禁止法違反事件は、事件によって業種も被疑行為の態様も様々で、集まる審査官の経てきた経験も違います。審査官で異なる知見を持ち寄りて事件審査を進めます。証拠物を読み込む時は各人が集中して執務室がシーンと静まり返る一方、それぞれが得た情報や分析を持ち寄り喧々諤々と議論が白熱します。チームで困難を乗り越えるのは喜びがひとしおです。

事件審査を通じて市場の状況の改善が感じられるのは法執行業務の魅力の一つです。法執行は、事件1件1件、それで完結してしまうように見えますが、その1件は先例となり、業界や類似の案件に派生し、違反の発生の未然防止にもつながります。自分が携わった事件で問題が解消し業界が良い方向に変わっていくのはやりがいを感じます。

努力する企業が報われるように力を尽くすのが審査官の役目

自由で公正な市場の主役は、新しい価値を生み出し社会に貢献する“企業”です。また、需要者として恩恵を受ける“消費者”です。公正取引委員会は黒子役にすぎないのかもしれない。

しかし、他に代えがたい大切な役割を担っています。創意工夫し努力する企業が報われるように、また、足かせなく自由に挑戦していけるように、最大限の力を尽くすのが審査官の仕事であると思っています。

私たちの日々の取組で、公正で自由な市場が整い、そこで活躍する企業の活動によって、日本の社会がより素晴らしくワクワクするものになるのならば、こんなに素敵なことはないと思っています。



公正取引委員会を志望する方へ

法執行の過程の多くは、証拠を収集し、パズルのピースを組み合わせるような積み上げていく仕事です。他方で、事件の摘発は、企業、業界を巻き込んで大きなインパクトをもたらします。

時には視点を引いて冷静に俯瞰する必要もあります。事件審査の対象となる分野は広く様々です。一筋縄ではいきません。それでも、情熱をもって取り組んでくれる仲間がいるから、知恵を出し合って、チャレンジな場面も乗り越えていくことができていると思っています。

市場の競争の大切さに情熱を傾けられる方、是非私たちと一緒に「競争の番人」の一員として日本の公正で自由な競争を守りませんか。



様々な視点、角度から 証拠、証言を見直し 事実をとことん追求



佐藤 雅史 *Sato Masashi*

審査局 第二審査審査専門官(主査)
[平成14年4月入局]



事実をとことん追求すること。これが審査官に求められ、果たすべき役割なのだと思って仕事をしています。違反被疑行為が行われていた当時に戻って何が行われていたのかを目撃することはできません。そのため、行為の破片である証拠を立入検査で収集し、収集した証拠を精査・分析し、関係者から話を聞いて何が事実だったのかを探ります。

なぜこの人がこの書類を持っていたのだろうか、あの会議では何を話したのだろうか、会議のためにこういった資料が作成されているはずだ、などといった様々なことに疑問を持ち、妄想し、想像力を働かせ、証拠を見直してあらゆる角度から話を聞いていきます。

公正取引委員会は証拠によって事実を認定し、認定した事実を法律の要件に当てはめ、競争の回復のために必要な措置を命じます。全ての元になるのは事実であり、それを追求するのが審査官の役目です。

日々スキルの向上に努め 仲間と一丸となって取り組む

犯則審査部に所属していた時にカルテル事件の調査を担当しました。当時の私は、違反被疑行為をしていた会社のうちの1社の事情聴取を初めて主任官として任せてもらいました。

重要な証拠を見落としていないか、どうしたら事実を話して

もらえるのかなど試行錯誤する毎日で、上手くいかないことが多かったのですが、経験の浅い私に対し、同じチームの上司や先輩が証拠の見方や供述人に接する際の態度といった審査官としてのスキルや心構えを丁寧に指導してくれ、また、同期や後輩が証拠の精査・分析を助けてくれました。

チームが一丸となって一つの目標に向けて仕事をするという経験、また、チームで案件を仕上げた時の達成感は他の業務とは異なる得がたいものでした。

22年間働いてきた今でも、新たに学んで未知の経験ができる毎日がスペシャルな職場です！

PRIVATE

2人目の子どもが生まれた時に育児休暇を約2か月間取得して育児に携わることができたのは貴重な経験でした。今は休日に子どもと遊ぶことで心身のリフレッシュと体力作りをしています。



コミュニケーション能力、 交渉力を駆使した 丁寧な説明で実態解明を目指す

今村 政嗣 *Imamura Masatsugu*

審査局 第一審査審査専門官
[平成19年4月入局]

公正取引委員会は、独占禁止法に基づき公正な競争を確保することにより、国民の利益を守っています。その手段の一つに法執行があります。

具体的には、いわゆる談合やカルテルなどの独占禁止法に違反する疑いがある行為を行っている事業者に対し、立入検査や事情聴取などの必要な調査をして、違反が認められれば、違反行為を止めるよう命令（行政処分）などを行います（独占禁止法の違反被疑行為を調査することを「審査」といいます）。

私のような審査官は、立入検査で得られた物証や事情聴取で録取した供述調書等の証拠と法律に基づき、相手の弁明も丁寧に確認した上で、違反が認められれば事業者に対して法執行をします。



独占禁止法違反をなくし、 国民の利益向上に つなげることがやりがい

私は、事件の審査業務に通算6年ほど携わっています。審査業務では、立入検査や事情聴取などを行う場合に、事業者と密にコミュニケーションを取ることが求められます。

事業者の立場からすれば、立入検査や事情聴取に対応することは、非常に負担となります。しかし、実態解明のためには必要なことであるため、事業者に対して丁寧に調査の必要性を説明



して、立入検査や事情聴取などの審査業務に協力を求めます。

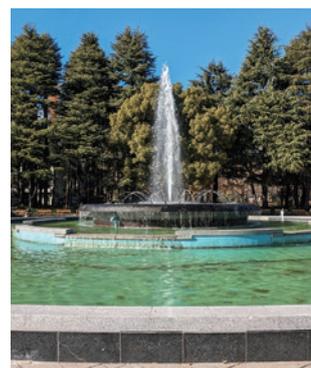
このような日々の審査業務によって、私は、コミュニケーション能力や交渉力などを高めることができました。また、独占禁止法違反をなくすことにより、国民の利益向上につながることをやりがいとして、感じています。

技術革新のスピードが早い現代において、競争上の問題に柔軟に対応して国民の利益を確保するためには、新しいことを学び続けること・柔軟な発想を持つこと・熱い使命感を持つことなどが非常に重要だと考えます。

2024年以降も疾風怒濤の時代ですが、明るく・楽しく・元気よく、公正取引委員会で一緒に国民のために働きましょう！

PRIVATE

運動不足解消を目的に筋トレや散歩をしています。休日にジムでランニングとともに筋トレを行ったり、平日のお昼休みには、職場の目の前にある日比谷公園を散歩したりしています。





立入検査から命令書まで 幅広い役割を担う審査官

澤田 明花 *Sawada Haruka*

審査局 第三審査審査専門官
[平成27年4月入局]



事件審査は、ベテランの補佐・主査から業務経験が少ない係員まで、多くの職員がチームとなって調査を行います。その中で審査官（係長）は、言わば中堅という存在です。事件開始時の立入検査に当たっては、事件キャップと一緒に事件の方向性を検討しつつ、係員と一緒に必要な資料や物品の準備に当たります。立入検査後は、収集した証拠の分析や、関係者に対する事情聴取、事業者に対する報告命令などの調査を主体的に行います。事実解明が進み、違反事業者に対して措置を採る段階になると、命令書の作成や、命令書の根拠となる証拠の整理など、複雑な検討や正確性が求められる作業を行います。審査業務において、審査官は幅広い役割を担っています。

審査業務の中で一番インパクトが大きいイベントは、やはり立入検査です。多くの事件において、事件を担当する課の職員だけでなく、他の課からも応援を募り、審査局職員が一丸となって立入検査に臨みます。きちんと証拠を収集できるかどうかはその後の事件調査に大きく関わるため緊張もしますが、普段は交流のない別の課の職員と助け合ったり、上司や先輩たちの仕事ぶりを学んだりできる貴重な機会です。終わった後は心地良い疲労感と達成感があります。

性別などに関係なく 適性に応じた役割分担で調査

審査の現場は「男性社会」とわれがちですが、働く中で男女の違いを意識することは余りありません。まれに発生する力仕事

など、男性職員向きの場面もゼロではありませんが、例えば女性従業員に対する立入検査は原則として女性職員が行いますし、業務のほとんどは性別に関係なく行えるものばかりです。また性別以外にも、事情聴取や証拠分析などの業務の内容による適性の違いもあるため、「チームで仕事をする」という性質をいかし、職員ごとの適性に応じた役割分担をしながら一丸となって調査を行っています。

私自身は公取委や独禁法について余り知識がないまま入局してしまいましたが、丁寧に仕事を教えてくれた上司や先輩たちのおかげで今日まで働いています。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

PRIVATE

インドア派のため、週末は家で読書や、動物カフェに出掛けたりしてリフレッシュします。テレワークの日は少し時間の掛かる料理を作るなどして、オンオフの気分転換をしています。



迅速かつ正確に審査業務が行われるようにサポートする役割を担う係員

桑元 俊輔 *Kuwamoto Shunsuke*

審査局 第四審査
[令和4年4月入局]

審査局の係員は、事件審査業務を同じ課の方が迅速かつ正確に対応できるようにサポートすることが主な業務です。普段の業務では、審査業務の過程で作成された事件の書類や記録、事件対象の会社から収集した証拠品を管理したり、関係部署とやりとりを行ったりしています。事件に関する書類や記録は審査業務を円滑に行う上で非常に重要なものなので、特に注意して管理しています。立入検査では、立入検査を行う過程で必要となる書類の作成や検査先での証拠の搜索を行います。ここでは、間違いないよう丁寧に書類を作成すること、有力な証拠がないかまなく探すことが重要です。

立入検査の場で、素早く丁寧な書類の作成や、チームの業務を自分の機転でうまくサポートでき、円滑な検査に貢献できた時は、とてもやりがいを感じます。普段の業務ではまだまだ未熟な点が多く、上手くできなくて落ち込むことも多いですが、周囲の方からアドバイスをいただき、学生の時や採用時の1年目の時より、自分に何が足りていないのかを振り返り、切り替えていくことができるようになってきたと感じています。



指導や研修が充実しているからきちんと把握して業務に臨める

審査業務では前述の書類の作成や事件に関する記録の保管などについて、マニュアルに則った対応をとる必要がありますが、マニュアルを渡されて終わり、ではなく、業務の際に上司や先輩



からの確かな指導が受けられます。また、採用時の1か月の初任者研修に加えて、立入検査や供述録取の研修、係員が作成することになる書類の作成方法など審査業務の基本を学ぶ研修があります。ぶっつけ本番ではなく、きちんと業務を把握できた上で立入検査などの審査業務を行うことができます。

私は、様々な業界で、公平な競争を行う環境を支えていくことに携わりたいと考え、公正取引委員会を志望しました。今後イノベーションの活性化がより重要視される中で、ますます重要になっていく組織だと思います。そんな公正取引委員会で自分の良さが出せるように、学生の間に自分の強み・弱みを知っておいただければと思います。

PRIVATE

休日に趣味の読書やテレビゲームを満喫したり、妻とショッピングに行ったりしています。また、友人とキャンプに行き、自然の中で過ごすことでリフレッシュすることもあります。





企業結合審査により 健全な競争を確保

矢野 諒 *Yano Makoto*

経済取引局 企業結合課企画係長
[平成22年4月入局]



独占禁止法では、事業者は一定の規模の企業結合（合併や株式保有等）を行う場合に事前に公正取引委員会に届出を行う必要があります。企業結合課は、事業者から届出があった年間約300件の企業結合について、それらの企業結合によって競争が実質的に制限されることとならないか、といった観点から審査を行っています。また、外国企業同士の企業結合も届出全体の約1割を占めており、海外競争当局とWeb会議等で情報交換を行ったり、競争への影響を把握する観点で必要に応じてWebサイトを通じて第三者からの意見募集を実施するなど、事案に応じてその審査手法は多様です。

私が所属する企画係では、課内や外部からの届出の要否に係る相談があった場合への対応のほか、各担当官が作成した企業結合審査に関する調査書の確認、企業結合に関する届出手続や法令解釈に係る整理・運用の統一といった課全体に関わる業務を担当しています。

業種横断的な法執行を担える 公取委は唯一無二の組織

これまで他省庁への出向も含めて様々な業務に触れてきましたが、独占禁止法のように業種横断的な法執行を担う公正取引委員会は官庁の中でも「唯一無二」であり、そこが魅力の一つであると感じています。また、職員数だけをみれば他省庁ほど

大きくない分、職員同士の風通しが良い組織です。加えて、近年では、デジタル分野に関する取組やアドボカシー活動を通じた提言など公正取引委員会の取組が一層注目される中、それらの最前線の業務に関わることもできます。

2022年夏には、公正取引委員会をモデルとした「競争の番人」というドラマが放送され、多くの方に知っていただく機会がありました。近年、職員の数も右肩上がり、世間からも一層注目され、競争の番人として求められている期待・役割が大きくなっているのだと実感しています。是非、皆様と一緒に働けるのを楽しみにしています。

PRIVATE

公正取引委員会では有志の職員が参加できる様々なクラブ活動があり、私はサッカー部に所属して、フットサル等に参加するほか、趣味でマラソン大会に参加など、意識してカラダを動かすようにしています。



業種を問わず幅広く 立場の弱い下請事業者を守る

清 雄輝 *Sei Yuki*

取引部 企業取引課下請取引調査室下請取引検査官
[平成24年4月入局]

「下請代金支払遅延等防止法」という法律を御存じでしょうか。あまり耳にする機会がないかもしれませんが、通称「下請法」とも呼ばれ、ビジネスの場ではよく取り上げられる法律です。

下請法は、親事業者（取引を委託する事業者）と下請事業者（受注する事業者）の関係において、優越的地位にある親事業者の不当な行為を取り締まり、取引上の立場が弱い下請事業者の利益を保護することを目的としています。例えば、親事業者が下請事業者に対して、支払期日までに代金を支払わなかったり、発注時に決定した代金を減額したり、双方で十分に協議することなく一方的に安い代金を定めたりすることは、下請法で禁止されています。

下請取引調査室では、下請法の執行を担当しており、書面調査や申告等を端緒として調査を行い、下請法違反が確認された場合には、親事業者に対して勧告や指導を行っています。私はその調査を担当しており、親事業者の事業所へ赴き取引記録などの帳票類を確認したり、事業者からヒアリングを行ったりしています。



自らが主体となっていく調査に やりがい、責任を感じる

下請法は、対象の業種を特定していないため、調査の対象は多岐にわたります。ヒアリング等の調査の際には、各業種で異なる慣習、専門用語、業界事情等の知識を、事前に身に付ける必要があります。また、業界全体の動向や調査対象事業者に関する情報収集など、大変さを感じる部分もあります。



しかし、下請事業者のリアルな声を聴き、問題点を把握し、調査を経て、下請法違反が解消されるプロセスを、自らが主体となって行う調査により実現できるのは、何よりもやりがいを感じます。これは公正取引委員会の職員だからこそ感じられるものだと思います。また、それが一事業者との取引だけでなく、その業界全体に良い変化をもたらす契機となる可能性も考えると、やりがい以上に、法執行機関としての責任を感じます。

他省庁に比べると規模が小さい組織ですが、比較的若い職員の比率が高く、やる気次第では大きく活躍できる組織です。また、自分自身の意見を率直に言える風通しの良さや、ともに成長し合える環境があります。まずは官庁訪問に来て、その雰囲気を感じてみてください。

PRIVATE

2歳になる子どもがおり、平日はフレックスタイム制度やテレワークを活用し、家事や育児がなるべく妻だけの負担とならないよう、ワークライフバランスを考慮した勤務形態にしています。

